

業 務 等 回 答 書

提出日：8年6月29日

発 注 機 関 名	建設部建築住宅課	公 告 日	令和8年6月26日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和8年度ZEH施工技術講習会企画運営業務 長野県内		
質 問 内 容	令和8年度ZEH 施工技術講習会企画運営業務 業務委託仕様書（案） 5 留意事項 （2） イ 制作 実技用模型は受託者が保管するものとし、本業務期間終了後から次年度の同様の業務開始までの期間（業務受託後1年間を想定）においても保管するものとする。なお、保管料については委託料に含むものとする。 ① 委託期間である令和9年2月19日以降の保管のため倉庫を他者から賃借した場合、経費は事業費に含みますが、委託業務完了報告書作成時点で保管料の支払いは完了していません。支払いが完了していない保管料はどのように扱われますか。 ② 保管期限後の実技用模型は解体処分しても良いのでしょうか。 ③ ② 保管期限後の実技用模型を解体処分する場合 ① 同様、解体処分費は事業費に含むとして、委託業務完了報告書作成時点においては、解体処分は完了していません。解体処分が完了していない、かつ支払いも完了していない解体処分費はどのように扱われますか。		
回 答	（質問①の回答） ・ 本業務終了後の保管に係る費用は、業務完了時までに前払い等により支払いを完了してください。 ・ 実施公告1(5)⑤の企画提案で求める業務経費の見積りについては、業務受託後1年間分の保管料を計上してください。 ・ なお、具体的な保管場所や期間などについては契約後の協議とします。 （質問②の回答） ・ 次年度の同様の業務で使用するもので、引き取ります。 ・ 解体処分は行わないでください。 （質問③の回答） ・ 上記②の回答のとおりです。		